障害者総合支援法

第七十六条の三　指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者(以下この条において「対象事業者」という。)は、指定障害福祉サービス等、指定地域相談支援又は指定計画相談支援(以下この条において「情報公表対象サービス等」という。)の提供を開始しようとするとき、その他主務省令で定めるとき※１は、主務省令で定めるところ※２により、情報公表対象サービス等情報(その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして主務省令で定めるもの※３をいう。第八項において同じ。)を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

障害者総合支援法施行規則　第65条の９の６

※１　災害その他都道府県知事に対し同項（第76条の3第1項）の規定による情報公表対象サービス等(同項（第76条の3第1項）に規定する情報公表対象サービス等をいう。以下同じ。)の報告(次条及び第六十五条の九の九において単に「報告」という。)を行うことができないことにつき正当な理由がある対象事業者(同項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)以外のものについて、都道府県知事が定めるときとする。

【解釈】災害などで情報公表対象サービス等の報告ができないとき、その正当な理由がある場合を除いて、必ず報告しなければならないの意

障害者総合支援法施行規則　第65条の９の７

※２　報告は、都道府県知事が定めるところにより行うものとする。

【解釈】報告の方法は都道府県知事が定めることができるとあり

障害者総合支援法施行規則　第65条の９の８

※３　情報公表対象サービス等の提供を開始しようとするときにあっては別表第一号に掲げる項目に関するものとし、同項の主務省令で定めるときにあっては別表第一号及び別表第二号に掲げる項目に関するものとする。

【解釈】県に報告すべき情報は、新規指定時は別表第１、その後は別表第１および２の内容を報告することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 別表第１号(第65条の９の８関係) | |
| １　事業所又は施設(以下この表及び次表において「事業所等」という。)を運営する法人又は法人でない病院若しくは診療所(以下この号において「法人等」という。)に関する事項 | ①　法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先  ②　法人等の代表者の氏名及び職名  ③　法人等の設立年月日  ④　法人等が情報公表対象サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する情報公表対象サービス等  ⑤　その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項 |
| ２　当該報告に係る情報公表対象サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項 | ①　事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先  ②　指定事業所番号  ③　事業所等の管理者の氏名及び職名  ④　当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)  ⑤　事業所等までの主な利用交通手段  ⑥　事業所等の財務状況  ⑦　その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項 |
| ３　事業所等において情報公表対象サービス等に従事する従業者(以下この号において「従業者」という。)に関する事項 | ①　職種別の従業者の数  ②　従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者数等  ③　従業者の当該報告に係る情報公表対象サービス等の業務に従事した経験年数等  ④　従業者の健康診断の実施状況  ⑤　従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況  ⑥　その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項 |
| ４　情報公表対象サービス等の内容に関する事項 | ①　事業所等の運営に関する方針  ②　当該報告に係る情報公表対象サービス等の内容等  ③　当該報告に係る情報公表対象サービス等の利用者への提供実績  ④　利用者等(利用者又はその家族をいう。以下この表及び次表において同じ。)からの苦情に対応する窓口等の状況  ⑤　当該報告に係る情報公表対象サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項  ⑥　事業所等の情報公表対象サービス等の提供内容に関する特色等  ⑦　利用者等の意見を把握する体制、第３者による評価の実施状況等  ⑧　その他情報公表対象サービス等の種類に応じて必要な事項 |
| ５　当該報告に係る情報公表対象サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項 | |
| ６　その他都道府県知事が必要と認める事項 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 別表第２号(第65条の９の８関係) | |
| 第１　情報公表対象サービス等の内容に関する事項 | |
| １　情報公表対象サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置 | ①　利用者の状態に応じた当該情報公表対象サービス等に係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況  ②　情報公表対象サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況  ③　利用者等に対する利用者が負担する利用料に関する説明の実施の状況  ④　利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施状況 |
| ２　利用者本位の情報公表対象サービス等の質の確保のために講じている措置 | ①　重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対する情報公表対象サービス等の質の確保のための取組の状況  ②　利用者のプライバシーの保護のための取組の状況 |
| ３　相談、苦情等の対応のために講じている措置 | 相談、苦情等の対応のための取組の状況 |
| ４　情報公表対象サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置 | ①　情報公表対象サービス等の提供状況の把握のための取組の状況  ②　情報公表対象サービス等に係る計画等の見直しの実施の状況 |
| ５　情報公表対象サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 | ①　相談支援専門員等との連携の状況  ②　主治の医師等との連携の状況 |
| 第２　情報公表対象サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項 | |
| １　適切な事業運営の確保のために講じている措置 | ①　従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況  ②　計画的な事業運営のための取組の状況  ③　事業運営の透明性の確保のための取組の状況  ④　情報公表対象サービス等の提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況 |
| ２　事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置 | ①　事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況  ②　情報公表対象サービス等の提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況  ③　従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況 |
| ３　安全管理及び衛生管理のために講じている措置 | 安全管理及び衛生管理のための取組の状況 |
| ４　情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置 | ①　個人情報の保護の確保のための取組の状況  ②　情報公表対象サービス等の提供記録の開示の実施の状況 |
| ５　情報公表対象サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置 | ①　従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況  ②　利用者等の意向等も踏まえた情報公表対象サービス等の提供内容の改善の実施の状況  ③　情報公表対象サービス等の提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況 |
| 第３　都道府県知事が必要と認めた事項 | |